

弘福寺文書の基礎的考察

—日本古代寺院文書の一事例—

石上英一

序

一、八世紀の弘福寺文書の整理

(1)延暦十三年弘福寺文書目録

(2)和銅二年弘福寺水陸田目録

(3)天平十五年弘福寺領山背国久世郡田注文と天平二十年弘福寺牒

(4)石樋池処代田施入牒一卷

(5)大修多羅供田券文一卷

(6)讃岐国田白図一卷

(7)その他の文書

二、九～十一世紀の弘福寺文書の整理

(1)検校・別当補任文書

(2)大和国所領文書

三、十一～十二世紀の弘福寺文書と弘福寺関係東寺文書の整理

(1)弘福寺文書の終焉

弘福寺文書の基礎的考察

(2) 東寺長者政所による弘福寺所領復興

結語

序

伝統的な日本古代史観は、‘大化改新’（六四五年）により私地私民制が停止されて公地公民制に移行し律令制が成立し、墾田永年私財法（七四三年）以降私的土地所有が展開して公地公民制が解体し荘園制が生れてくるというものであった。すなわち、古代史の転回点として、

転回点A 私地私民制から公地公民制へ
転回点B 公地公民制から荘園制へ

の二つが設定されている。荘園制は私地私民制と置換することもできる。したがって、古代土地所有は、私地私民制、公地公民制、私地私民制（荘園制）の三段階に分たれるのであり、このような歴史観は現在でも教科書的次元では一般的なものである。

しかし、周知の如く、右の二つの転回点について近年の日本古代史学界では根本的な問題が提起されている。転回点Aについては、一九六〇年代後半に原秀三郎氏らにより‘大化改新批判論’⁽¹⁾が提起されて以降、六四五年の‘大化改新’を転回点とする歴史観は根本的な再検討を要求されることになった。しかし、一九六〇年代から多数出土しきじめた木簡史料群は、一九七〇年代に至ると、七世紀後半期の大化・白雉期（六四五～六五四年）以降、大宝令施行

(七〇一年)に至る時期の国一評一里制あるいは五十戸一里制の地方行政組織の発展過程を示す木簡が出土するようになり、また同時期における難波宮・飛鳥京・藤原宮などの宮都や地方官衙遺跡の調査・研究もめざましい発展を示している。すなわち、「大化改新批判論」の問題提起を踏まえつつ新史料・新知見により律令制成立過程を再検討することが、現在の七世紀後半史の研究課題となっている。ところが、「私地私民制から公地公民制へ」の理論枠組を土地所有史論の立場から取り上げた研究は、石母田正・吉田孝・吉村武彦氏らの研究に限られているのが現状である。⁽⁴⁾

転回点Bについては、日本律令国家像を再検討する視野の中での八九世紀の位置付けと共に、土地所有史や歴史地理学の条里制研究⁽⁷⁾においても再検討が試みられている。また、これらの方で、八世紀中葉以降に設定される東大寺・唐招提寺などの荘園史料を素材とした「初期荘園」研究が古代土地所有の変質過程を示すものとして行なわれている。ここでは、一般に荘園は、律令制国家の土地所有体系の解体要因としてとらえられている。

ところで、本稿で取り上げる飛鳥の弘福寺（川原寺。奈良県明日香村）は、天智六年（六六七）三月の近江大津宮への遷都以前の天智朝前半期の創建の官大寺であり、和銅二年（七〇九）の年紀を有する寺領目録の水陸田目録を有する。水陸田目録には七国十四處の寺領田畠が記されており、これらは七世紀後半の六六〇年代以降に設置された所領、すなわち一種の荘園である。やはり寺領荘園であるが、法隆寺には戊午年（五九八）あるいは丙寅年（六〇六）の施入の伝承をもつ播磨国斑鳩荘があり、大宝令制（七〇一年以後）以前の成立である可能性を検討しなければならない。⁽⁹⁾これら七世紀に成立時期の遡る、または遡る可能性のある所領は、從来、それらの存在は知られていたが具体的な経営・構造を示す史料が少なかったために、また荘園といえれば律令制的土地位所有解体期の「初期荘園」を想起する時代観のために、七世紀に遡ることの重要性の相、すなわち七～八世紀を通じた古代土地所有・経営の史料である

ことの意義において目的意識的に研究されたことは殆んどなかった。本稿は、かかる七・八世紀の土地所有・經營の素材としての弘福寺領莊園群を研究するための基礎作業であり、弘福寺文書の伝来と構成を整理し、かつその莊園の一例としての讃岐国山田郡所領に関する田図（天平七年（七三五）弘福寺領讃岐国山田郡田図。以下、山田郡田図と略称する）の書写年代に関する検討を行なうこととする目的としている。⁽¹⁰⁾

一、八世紀の弘福寺文書の整理

(1) 延暦十三年弘福寺文書目録

弘福寺文書と称される文書群は、東寺（延暦十五（七九六）年創建。京都市）伝來の文書（東寺文書）⁽¹¹⁾の中に包含されている。弘福寺の寺家が所持していた文書・絵図である弘福寺文書は、平安後期に弘福寺の寺家から東寺長者政所に移管され、応永六年（一三九九）の東寺長者俊尊による弘福寺と河原莊の東寺への寄進により東寺文書に包摂された。東寺長者政所への移管以降の弘福寺文書を弘福寺文書群と称する。また東寺長者政所所蔵文書及び東寺文書の中の弘福寺文書群以外の弘福寺に関する文書を弘福寺関係東寺文書と称する。東寺文書中の八・十二世紀の弘福寺文書群及び弘福寺関係東寺文書は、それぞれ「表一」及び「表二」の如くに整理される。「表一」中の八世紀の文書を整理するためには、延暦十三年（七九五）の平安遷都に伴なう南都諸大寺検察の一環として作成されたと考えられる延暦十三年弘福寺文書目録の検討から始めねばならない。それに収録する文書の一覧は「表三」に示した。

延暦十三年（七九四）弘福寺文書目録について、竹内理三編『平安遺文』一は所蔵者を「円満寺文書・根津美術館」所蔵文書」と記しているが、この所蔵者表示は不十分である。本文書は次の如く三断簡からなる。⁽¹²⁾

第一断簡 『平安遺文』所収釈文本文第一行～第十二行。〔表三〕(1)～(8)。原文書は文字の書かれていた第一行目が

消失し、釈文は原文書第九行目を二行書にするから、原文書の墨付き第二行～第十二行に当たる。

第二断簡 釈文第十三行～第十七行。〔表三〕(9)～(11)。原文書第十三行～第十七行。

第三断簡 釈文第十八行～末尾。〔表三〕(12)以降。原文書第十八行～末尾。

『平安遺文』の記す円満寺文書の所収分は第一断簡である。史料編纂所所蔵影写本『円満寺文書』(三〇七一・三六一～一九)は12延暦十三年弘福寺文書目録第一断簡と1和銅二年弘福寺水陸田目録を収録し、明治十九年(一八八六)六月に東京湯島円満寺蔵書を影写したものである。一九三七年刊行の『大日本古文書』二三所収の第一断簡の按文に「コノ文書、原本焼失シテ今無シ」と記される如く、円満寺文書は明治十九年六月以降同四十四年以前のある時期に焼失したので実見することはできない。しかし、影写本によれば、円満寺文書中の延暦十三年弘福寺文書目録は原本であったと見てよい。根津美術館所蔵文書所収分は第三断簡であり、三浦梧楼、朝吹英二、美術俱楽部を経て架蔵されたものである。松田和晃氏は、三浦梧楼が円満寺から第三断簡を入手した可能性を提示したが、後述の如く江戸後期には第一・第二断簡と第三断簡は分離していたので、松田氏がもう一つの可能性として示したように「円満寺と無関係の経路を辿つて三浦の所蔵となつた」と考えるべきである。⁽¹⁴⁾

では第二断簡はどこにあるのか。この疑問の存在は一九七五年に友人から教示されたが、その三年後、伴信友輯『東寺古文書聚』⁽¹⁵⁾（七冊）を見て疑問が氷解した。同書第二冊第九丁表裏に第一・第二断簡が連続した状態で書写され、

(表一) 弘福寺文書群目録

番号	西暦	年号	月日	文書名	差出者	印	所	在
17	16	15	14	13	12	11	10	9
878	876	875	825	820	794	777	777	777
元慶	貞觀	天長	弘仁	延暦	宝龜	宝龜	天平	宝字
2	18	17	2	11	8	8	7	7
2	9	3	11	10	5	7	6	10
25	7	16	12	17	11	23	2	29
太政官牒	太政官牒	弘福寺文書目録	川原寺牒案	弘福寺文書目録	入民牒の内	入大和國の内	文近の江戸内	弘福寺領讀故田山内文
				第三断簡	施人領の内	司出讀故田山内文	地近荒江国甲	弘福寺領讀故田山内文
				第一断簡	〔石橋池處代田施	〔大和國の内〕	〔大和國の内〕	〔大和國の内〕
太政官	太政官	弘福寺文書目録	別当三編	民部省	司大和國	司大和國	弘福寺三	弘福寺三
			弘福寺	僧綱使判	〔川原寺三〕	〔川原寺三〕	判近江國司	山背國司
弘福寺	弘福寺	弘福寺	〔尾張國〕	〔川原寺三〕	〔川原寺三〕	〔川原寺〕	修多羅寺大	弘福寺
太政官印	太政官印	尾張國印	ナシ	弘福寺印	大和國印	弘福寺印	弘福寺印	弘福寺印
礼四	礼四	礼四	礼六		ナシ	大和國印	近江國印	近江國印
						弘福寺印	弘福寺印	弘福寺印
二五	二五	二五	二五			ル1	礼三	礼三
九一	九一	九〇	注九〇(朱)			礼十一	礼一	礼一
六觀6表	六觀7表	六觀13裏	術根津美	文円満寺	書天理園	寺四天王	七52表	六觀13表
平補234 聚	平補233 聚	平51 聚	六觀5表	六觀19 11表	二9表	六觀5裏	六觀14表	六觀13裏
					平12	三古二 623	古五 459 聚	古三 41 聚
						古六 598 天	日本 歴史 二	古二 335 聚
						延自(4) 3	延自(9) 3	延自(9) 3
						延自(4) 2	延自(3) 2	延自(2)
						延自(4) 1	延自(3) 1	写延自(1) 1
						延自(4) 1	延自(3) 1	焼延自(1) 1
						行方不明	行方不明	備考
						燒失	古二 44 國	

弘福寺文書の基礎的考察

35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	
1112	1111	1110	1077	1072	1070	1062	1060	1054	1050	1013	1006	926	926	903	894	883		
天永 3 11 21	天永 2 8	天永 1 11 3	承暦	延久	延久	庚平	庚平	天喜	永承	長和	寛弘	延長	延長	延喜	寛平	元慶		
大倭国高市郡 (以下無)	弘福寺三綱重解案	弘福寺所司等解案	弘福寺牒	弘福寺牒	弘福寺三綱等解	弘福寺領大和國廣瀬在末寺領次第來	弘福寺領大和國廣瀬在末寺領次第來	弘福寺牒	弘福寺牒	弘福寺牒	弘福寺牒	弘福寺牒	太政官牒	太政官牒	太政官牒	太政官牒		
三 綱 〔弘福寺〕	三 綱 〔弘福寺〕	弘福寺	弘福寺	寺 〔弘福寺〕	校弘 三 綱 寺 檢	綱弘 福 寺 檢	僧 廣瀬莊使	弘福寺	校弘 福 寺 檢	校弘 福 寺 檢	綱校弘 別 福 當 寺 檢	校弘 福 寺 檢	綱校弘 別 福 當 寺 檢	大和國司	民部省	太政官	太政官	
政 所 (摂政家)	衙 〔尾張國〕	山城國衛	衙 〔關白家〕	田大 所 和 勤 判	近江守 判			田大 所 和 勤 判	田大 所 和 勤 判	田大 所 和 勤 判	田大 所 勤 判	田大 所 勤 判	大和守 判	弘福寺	弘福寺	弘福寺	弘福寺	
ナ シ	ナ シ	山城國印		大和國印				ナ シ	ナ シ	大和倉印	アリ	大和倉印	弘福寺印	大和國印	天皇御璽	大政官印	太政官印	太政官印
										↓ 甲号外 四九	礼十		礼七	礼六 → 縟				
	書 せ 六 古 文		ニ 三		モ 三	ヒ 一		エ 一		一 2								
	一 〇												二 一		二 五	二 五	二 五	
五 七			一 六		七 〇		二 九				九 〇		九 一	九 一	九 一	九 一	九 一	
六 觀 13 表			六 觀 14 表		書所三田 郎中 文氏忠								書 鑑	天理國		六 觀 4 表	六 觀 7 表	
平 1784	平 1750		六 觀 15 表		平 1089	平 1051 統	平 982 聚		平 723 抄 統	平 917	平 683 聚	平 473 聚	平 444	平 223 聚	平 233	平 259 聚	平 255 聚	
のか延 み抄書 自(5) 本出3			行抄 本 不 明					行抄 本 不 明			前欠							

—

(表三) 延暦十三年弘福寺文書目録

二 断 簡		第一 断 簡							断 簡		
番	号	文 書 名 (注、() は筆者が加えた)									
3	2 1	(9)	(8)	(7)	(6)	(5)	3	2 1	(4)	(3) (2) (1)	
大修多羅供田券文一卷 二枚紀伊國 二枚播磨國 六枚近江國 二枚	御帶等施入勅書一卷 踏國印 并勝宝五年 自天平三年迄寶字 二年	十枚	宝元年	大修多羅供財物施入勅書一卷 二枚 踏内印 勝宝八年	一卷	摂津播磨紀伊國田卷文一卷 卅一枚 踏國印 自	同国同郡畠相換牒一卷 二枚 踏國印 宝龜五年	石槌池処代田施入牒一卷 三枚	水陸田目録一卷 二枚 踏官印 和銅二年		
○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	「合」点点 朱墨	
○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	符 合	
9	8	7	6	5			4	3	2	1	
5	6					10 11 9			3	1	
										文 番	

第三断簡												第							
(22)	2 1	(21)	(20)	(19)	(18)	2 1	(17)	(16)	2 1	(15)	(14)	3 2 1	(13)	(12)	(11)	(10)			
寺 縁 起 財 帳 天 平 十 九 年	別 三 論 供 田 券 文 等 一 卷 三 枚 二 枚 白 紙 踏 國 印	同 国 野 地 白 図 一 枚	河 内 国 田 白 図 一 枚	山 背 国 田 白 図 一 枚			美 濃 国 田 白 図 二 枚 (美 濃 国 田 白 図 一 枚)		同 国 山 辺 郡 田 白 図 一 枚		同 郡 寺 廻 田 畠 白 図 二 枚 一枚 和 銅 五 年 官 定 一枚 延 暦 十 年 郡 案 写	大 和 国 高 市 郡 田 白 図 一 卷 同 郡 寺 廻 田 畠 白 図 二 枚 一枚 和 銅 五 年 官 定 一枚 延 暦 十 年 郡 案 写	讀 岐 国 田 白 図 一 卷 (讀 岐 国 田 白 図 一 卷 三 枚) (郡 司 牒 一 枚)	讀 岐 国 田 白 図 一 卷 (讀 岐 国 田 白 図 一 卷 三 枚) (郡 司 牒 二 枚)					
/	/	/	/	O	O	/	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O			
		12											11		10				
			11	10	9	8	7	6	5	4	(3)			2		1			
										(35)		8 7 (2)							

第十九丁表裏に第三断簡が書写されているが、信友（一七七三～一八四五年）は、第九丁裏の第二断簡末尾に「以下
欠以上弘福寺印廿六枚タリ」と按文を記し、第十九丁表の第三断簡の前に「此始ノ方欠タリ」と按文を記しているので、両
者が接続することには気付いていなかつたらしい。ところが史料編纂所所蔵謄写本を精査した竹内理三氏は、同本第
十九丁表に「九丁ウラノ文書ノツヅキ」と記した附箋を貼付した。竹内氏が第一・第二断簡と第三断簡が接続するこ
とを発見し、『平安遺文』に復原して収録したのである。しかし、竹内氏は、第二断簡は『東寺古文零聚』から採録
したこととを『平安遺文』に明記しなかつたのである。

『東寺古文零聚』二巻末には「右、東寺所蔵古文書百櫃中之物也、於觀智院展覽之序、模写之畢、／于時文化十四年
正月十四日 伴信友（花押）」とあり、第十九丁表右端には「以下、觀智院藏」と朱書がある。また同書六の「東寺觀
智院藏古文書展觀」の部の第十一丁表にも第三断簡を示す「延暦十三年五月十一日田地文目録、弘福寺印アリ」の記
載がある。第三断簡は文化十年（一八一三）頃、觀智院別置分の東寺文書の中に入つて百合文書（百櫃中之物）
の中には入つていなかつた。一方、同書第二冊第九丁は第六丁表に「戊正月廿一日展觀〔朱書〕十二葉」とある中に含まれて
おり、第一・第二断簡は第三断簡とは別に、文化十一年正月二十一日に採録されたことがわかる。当時、第一・第二
断簡は百合文書の中に入つていた可能性がある。

次に、竹内氏が『平安遺文』への採録に際して推断した如く、第一・第二断簡と第三断簡が間隙なく接続すること
を、目録に収載された文書・絵図の点数から再確認しよう（〔表三〕参照）。延暦十三年弘福寺文書目録の文字の書か
れた第二行目（第一行目については後述）には、「合檢收公文拾式卷 又拾壹枚」と記されている。この総計記載の
言う「卷」とは〔表三〕(1)の「水陸田目録一卷一枚」とあるような文書・絵図を示し、「枚」とは同〔10〕の「播磨国揖保

郡畠券一枚」とあるような文書・絵図を示す。一点の文書・絵図が貼継ぎにより二枚以上の料紙から成つていれば「卷」と表示される。料紙一枚から成る一点の文書・絵図は他の文書・絵図と貼継がれていなければ「枚」と表示される。また、複数の文書・絵図が貼継がれていれば「卷」と表示される。この原則により卷・枚を数えると、卷は(1)(2)(3)(4)(5)(6)(7)(8)(9)(11)(13)(14)(21)(22)の十四巻(2)については後述する)、枚は(10)(12)(15)1(15)2(16)(17)1(17)2(18)(19)(20)の十枚となり、巻・枚の集計の数値と異なってしまう。そこでその理由を検討しよう。

松田氏は(22)「寺縁起財帳天平十九年」の記載について、「天」の字の第四画の終端部が印影の上に乗っていることなどから「ほぼ同時期の補筆と思われる」と指摘する⁽¹⁶⁾。(22)の記載は次行の「延暦十三年五月十一日小都維那入位僧「隆信」と同一行(縦界線は押界)中に書かれている。年月日・位置は行下半中央に、(22)が行上半右端に書かれ、追筆による挿入であることがわかる。しかも、本文・追筆の筆者は日下に署す少都維那隆信であると思われる。したがって(22)の「寺縁起財帳天平十九年」を十四巻から除くと「卷」は十三巻となる。更に(14)の「大和國高市郡田白岡一巻延暦六年班田司案」の記載には「卷」とありながら枚数の表示が無いので、この「卷」は「枚」の誤記と考えられる。この(14)を十三巻から除くと、「卷」は十二、「枚」は一件増えて十一となり、「卷」と「枚」の数量は首部記載通りに「拾弐巻又拾壹枚」となる。

次に、料紙・印影からも、第一断簡(焼失)・第二断簡(散失)と第三断簡が間断なく接続することを確認しよう。『東寺古文零聚』二第九一裏には第一・第二断簡に「弘福寺印」が二十六顆捺されていたことが注記されている。『円満寺文書』所収第一断簡影写本には十九顆の印影を写しているので、第二断簡には七顆の印影が存在したことになる。印は、第一断簡・第三断簡共に、二行分に納まるように捺されるのを原則とし、一部分で三行に跨がって捺されてい

る。第三断簡右端の第十八行には印影の左側三分の一が縦に三顆捺されていることを考へると、第二断簡は第十三行から第十七行までの五行分であるから、七顆の印影は、第十三行から第十五行までの三行に縦に四顆、第十六行・第十七行と第三断簡の右端の第十八行の合せて三行に三顆捺されていたことになる。よつて、印影の数は、第一・第二断簡の二十六顆と第三断簡の二十顆を足し、第二・第三断簡で重複する三顆を引くと、計四十三顆となる。⁽¹⁸⁾ 第一断簡首部は、影写本によると損傷が甚しく、第一列目の印影の右半分が闕けている。印は墨付きのある部分にのみ捺されるのであるから、印影右半分が捺された部分には、すなわち「合檢收公文拾式卷 又拾壹枚」の行の右側には書出し文言を記した行（第一行目）が存在したのである。第一断簡の長さは、影写本によれば、書出し文言が書かれていた第一行目（欠損により文字は見えない）の下方（空白）を入れて十二行分約三八cmである。第二断簡の長さは、一行の巾約三cmとし、その五行分で約十五cmと推定される。よつて第一・第二断簡の合計の長さは、第一行目の右側に更に一行分の空白があったとすれば、墨付十七行と合せて計十八行で約五五cmとなり、これは当時の完形の一紙の長さと一致し、完形の一紙の形状をほぼ残している第三断簡の第一紙目の長さ五四・六cm（高さ二八・五cm。第二紙の長さは一六・四cm）とも一致する。⁽¹⁹⁾ 但し、第三断簡第一紙は十九行で、行幅は第一・第二断簡より少し狭い。第一断簡と第二断簡は、完形の一紙の左から三分の一のところで分離して生じたものである。分離の時期は、上限は伴信友の閲覧した文化十一年（一八一四）、下限は『円満寺文書』の影写された明治十九年である。⁽²⁰⁾ 以上により、延暦十三年弘福寺文書目録は、印影や料紙の寸法からも、第一・第二・第三断簡が間断なく接続していたことが確認された。よつて『平安遺文』の復原の正しさが再確認された。なお、『平安遺文』は端裏書として「弘福寺領田畠流記」を掲げるが、これは影写本『円満寺文書』に第一断簡と別にその前に写されている長さ約一七cmの一紙の記載によるもの

である。この一紙は地辺の損傷状況が第一断簡とは異なる。これは、和銅二年弘福寺水陸田目録との文書目録の包紙である。

(2) 和銅二年弘福寺水陸田目録

〔表二〕の(1)「水陸田目録一巻^{〔23〕}和銅二年」は、『大日本古文書』七が「弘福寺領田畠流記帳」として、『寧樂遺文』中が「弘福寺田畠流記帳」として掲載しているものに相当する。本文書は影写本『円満寺文書』に採録されている。円満寺所蔵本は原本であったと推定されるが焼失した。『寧樂遺文』は影写本『円満寺文書』から採録しているらしいが、『大日本古文書』七は「新見文書」と出典を註記しかつ文書名に「写」の文字を添える。同書は明治四〇年刊行の追加一である。正編の『大日本古文書』一は同三四四年七月刊行で、同一九年影写の『円満寺文書』から水陸田目録を採録しても良さそうである。一と同年の十二月に刊行の『大日本古文書』二が東寺文書や資財帳を採録するのに対して、一は正倉院文書しか採録しなかったというような編集方針の差異があつたのだろうか。また七所収の水陸田目録は影写本『円満寺文書』から採録したものではないらしい。⁽²¹⁾ 第一に、文書名に「写」とあるが、当時、円満寺所蔵の二つの文書は原本であるとの認識があつたであろうから、影写本を使用すれば「写」とは表記しなかつた筈である。第二に、按文に「コノ文書、原本ニハ恐ラク「太政官印」ヲ踏セシナランモ、僅ニ署名ノトコロニソノ輪郭ヲ存セルノミ」とあるのは、影写本『円満寺文書』には印影の模写がないことと反する。⁽²²⁾

水陸田目録には、宮内庁書陵部所蔵『東寺古文書写』(谷森本、三五一一五七五)によれば、天三本、地一本の墨横界線(天辺より、二・五cm、三・六cm、四・七cm、二五・六cm)と幅二・四cm前後の墨縦界線があり、縦二七・七

cm（横不明）である。影写本『円満寺文書』には縦横の界線は写されておらず、縦二八・七cm、横約五三cmとなつてゐる。また「和銅二弘福寺」の端裏書があるが、これは模写の際に付した外題である。なお、『東寺古文零聚』一第一丁表～第三丁表に収めた謄写本には「表小口書弘福寺領田畠流記」の注記が付されているが、これは前述の包紙の外題である。この水陸田目録は和銅元年（七〇八）の造籍の翌年の校田によるものと推定されている。⁽²³⁾ そしてこれは和銅二年の時点での弘福寺の所領構成を示す重要な文書である。

(3) 天平十五年弘福寺領山背国久世郡田注文と天平二十年弘福寺牒

延暦十三年弘福寺文書目録の本文第四行目の欠損部分（「表三」の(2)）は影写本によると、

〔卷〔枚〕〔十五カ〕〕

とある。『東寺古文零聚』はこの一行を省略している。この一行には3天平十五年弘福寺領山背国久世郡田注文（『大日本古文書』二は幕末以来の弘福寺田数帳の通称を採用）または4天平二十年弘福寺牒のいづれかが記載されていた筈である。何故ならば、延暦十三年弘福寺文書目録の内容のわかる部分に収録されていない八世紀の現存弘福寺文書は右の二点だけであるからである。⁽²⁵⁾ すなわち、この二点の文書のうちの一つが延暦十三年弘福寺文書目録には記載されていなかつたということである。

ここで想起すべきは、天平二十年弘福寺牒が偽作文書であるという説の存在である。福山敏男氏は「性格の疑わしいもの」と指摘したのち、「終の本文の記事が舌足らずで、周備しておらず、さらに末尾の天平廿年六月十七日の僧綱検判の文を、法隆寺や大安寺の資財帳の検判の文と比較すると、同日付であるのに拘らず、途中に「伏乞護法四天

大王衆、(吉久)如國主并本施主内親王御誓有_ニ破犯輩、隨_ニ大地_ニ獄_ニ、滅_ニ子孫_ニ、若為_ニ勤修_ニ者、舉_ニ福命官位_ニ、令_ニ榮_ニ後孫_ニ」の四十六字が加わっていて、異例であり、甚だ異様である。従つてこれをそのまま天平廿年当時の正しい文書として受取ることは困難であるう。平安時代に入つてから、弘福寺領の大倭国広瑞郡の庄園のことが朝廷で問題になり、それを弘福寺側で防護するため天平の文書に手を加えて偽造したものであるう。(中略) 問題の牒は長和二年以前の偽作であるう⁽²⁷⁾と論じた。寛弘三年(1006)から延久四年(1072)までの弘福寺牒により広瀬荘を分析した井上寛司氏も、天平二十年の坪付のうち東北部の(A)地区二一町九反余は和銅二年水陸田目録の田積と、また、長和二年(1013)・延久四年の弘福寺牒と坪付が一致すること、したがつて天平六年に水主内親王が広瀬荘を寄進したことの事実書中の文言は「そのまま受け入れがたいこと」⁽²⁸⁾を指摘し、天平二十年弘福寺牒への疑問を提示した。更に、金田章裕氏も、条里プランの成立史上、天平二十年弘福寺牒の条里呼称の不合理性を指摘している。⁽²⁹⁾

筆者も、この文書について福山氏らとは別の問題点を指摘しよう。その第一は、僧綱判に弘福寺印が捺されていることである。「奈良時代最末期の写本」⁽³⁰⁾である天平十九年大安寺伽藍縁起并流記資財帳は「自署風に署せられ」た署名を持つ僧綱判⁽³¹⁾には大安寺印を捺していない。第二は、文書への弘福寺印の捺印である。『続日本紀』宝亀二年(771)八月己卯条に「初令_ニ所司鑄_ニ僧綱及大安・薬師・東大・興福・新薬・元興・法隆・弘福・四天王・崇福・西隆等寺印、各頒_ニ本寺」とある。この僧綱印は再鑄による頒下である。しかし、東大寺印は別として、官印の一種としての他の十一大寺印が初鑄であるか再鑄であるかは検討を要する。八世紀の大寺の官印と考えられているものには法隆寺・西大寺の伝世印、大安寺・西大寺・薬師寺・元興寺、そして弘福寺の印影が現存するが、天平十九年時に方二寸の官印としての寺印がこれら諸大寺に存在した証拠はない。法隆寺伝世印は天平十九年辛酉刻_ニ伽藍縁起并流記資財

帳に「合銅印漆面一面寺内六面所々莊等者」⁽³³⁾とある中の寺内安置の銅印一面ではなく宝亀二年鑄造印であろう。西大寺伝世印は八世紀の官印の模造印と推定されている。⁽³⁴⁾大安寺印印影は天平十九年大安寺伽藍縁起并流記資財帳に捺されたものであるが、この資財帳が八世紀最末期の写本であるから、印影も宝亀二年以前の官印としての寺印の存在を証明するものとはならない。年紀の明確な大安寺印は宝亀七年二月二十九日大安寺三綱可信牒（隨心院文書）である。西大寺・薬師寺・元興寺の寺印印影はいずれも經典への捺印の例であり、捺印の年紀を確認する方法はない。

官印としての弘福寺の寺印の捺印例の初見は、「表一」によれば、天平二十年弘福寺牒を除くと、8天平宝字年間山田郡司牒案である。これは、弘福寺が正牒を宝亀十年（七七九）四月十一日に讃岐造豈足に給下した際に作成した案文で、弘福寺印の印影は宝亀十年四月頃の案文作成時の捺印によるものである。したがって、この印影は宝亀二年鑄造印のものである。以上により、東大寺以外の大寺に関しては、天平二十年弘福寺牒を除けば、宝亀二年以前の官印としての寺印の存在を明示する資料はないことがわかった。なお検討すべき点が多いが、東大寺以外の大寺の官印としての寺印は宝亀二年に初めて頒下されたものであるとの推定が成立し得ると考えている。天平二十年弘福寺牒の作成時期については後述する。

以上の考察により、延暦十三年弘福寺文書目録に天平二十年弘福寺牒は記載されておらず、(2)の行には天平十五年弘福寺領山背国久世郡田注文が記載されていたことが確認できる。(2)の行は、残画及び(3)や他の行の記載様式を考え合わせると、

山背国久世郡田券文一卷二枚
踏國印 天平十五年

と復原できる（。は(3)行からの推定、・は残画からの推定）。なお、天平十五年弘福寺領山背国久世郡田注文には、

從来知られていないが、「山背国久世郡天平十四年寺田権主典正八位海首伊布賀」と記した班田使権主典による継目裏書が存することが官内庁書陵部所蔵『弘福寺並東寺關係古文書⁽³⁵⁾』から知られる。また久世郡所領の田図が延暦十三年弘福寺文書目録の⁽¹⁸⁾「山背国田畠白図一枚である。

(4) 石桶池処代田施入牒一巻

延暦十三年弘福寺文書目録の(4)「石桶池処代田施入牒一巻」には、宝亀八年の三通（各通一枚）の文書が連貼されてい
ることが示されており⁽³⁶⁾、「一枚大和國司 踏國印」が大和國印の捺されている⁹宝亀八年大和國牒を、「一枚民部省
踏省印」は民部省印の捺されている¹¹宝亀八年民部省牒を、「一枚國符十市郡司 白紙」は印の捺されていない¹⁰宝
亀八年大和國符写に相当する。この三通の文書は弘福寺所領の石桶池処の代替地として施入された十市郡佐位莊の証
文である。從来、宝亀八年大和國牒は『大日本古文書』等に収録されず、藤貞幹本『東寺文書』・白河本『東寺文書』
九一の膳写本、藤貞幹『集古図』続錄印章部等へ採録された大和國印、『東寺古文零聚』六の抄録、『東寺古文書写』
の模本によりその存在あるいは内容を知ることができたのであるが、近年、原本が四天王寺の所蔵となり学界に周知
された。⁽³⁷⁾

(5) 大修多羅供田券文一巻

延暦十三年弘福寺文書目録の(9)「大修多羅供田券文一巻^{一枚}」は、弘福寺大修多羅衆の買得田（大修多羅供田）の
売券や関連文書を連貼したものである。その中、「六枚近江国二枚踏國印自天平三年迄宝字一年」の六通の文書の中で現

存しているのは国印を踏した二通の文書である。一通は5天平勝宝三年（七五一）近江国甲可郡藏部郷墾田野地売券である。もう一通は6天平宝字二年（七五八）近江国司牒で、原本は所在不明であるが、藤貞幹本『東寺文書』などによりその内容が知られる。この文書は『大日本古文書』等に収載されていないので、従来は周知されていなかつた。
そこで、次に訛文を掲げておこう。⁽³⁸⁾

近江国司牒 川原寺三綱

廿七条三里廿六上山本田九十步 卅二上山本田□

卅三下山本田二段二百步^{益百歩}

卅四上谷口田二段三百五十步^{益五十歩}

已上甲加郡藏部郷音太部竟田者

卅五谷尻田一段百八十步

同郷棕人刀良壳田者

牒寺与前件竟等相訴墾田勘檢天平

十四年班図田籍并令校図竟等之名定田

数具如前令錄事状牒至准狀以牒

天平宝字二年五月十九日

正六位上行大掾佐味朝臣伊与麻呂

この文書に近江国印が捺されていたことは、『集古図』続録印章部の近江国印の項に甲賀郡壳券と共に「天平宝字二

年五月十九日国司解⁽³⁹⁾として掲げられているので知られる。なお、この文書などによる甲賀郡条里の復元は別稿で論ずる。

(6) 讀岐国田白図一巻

延暦十三年弘福寺文書目録の(13)「讀岐国田白図一巻_{副郡司牒一枚}」は、2天平七年十二月二十五日弘福寺領讀岐国山田郡田図・7天平宝字七年(七六三)一〇月二十九日山田郡弘福寺田内校出田注文及び8天平宝字年間讀岐国山田郡司牒案であり、和銅二年水陸田目録に記された「讀岐国_{山田郡田式給町}」の地についての文書である。7の山田郡司による校出田注文と一体の8山田郡司牒案は『東寺古文零聚』にも採録されず、その存在は全く知られていなかつたが、『東寺百合文書』(東寺百合文書展図録、一九七〇年、京都府立総合資料館)により初めて紹介され、ついで『図録東寺百合文書』にも収載された。その釈文については若干の私見があるが別稿で述べたい。なおこの文書の年紀は天平宝字七年あるいは八年であろう。山田郡田図は「白図」とあり無印文書であることが明記されている。ところが山田郡田図の現存本(多和文庫所蔵)には「弘福之寺」の方形朱印が捺されていて、「白図」の事実に反する。したがって、現存本の性格について検討しなければならない。

(7) その他の文書

延暦十三年弘福寺文書目録の(7)「大修多羅供財物施入勅書一巻_{隨印}感宝元年」は天平感宝元年(七四九)閏五月十日に大安寺以下十二か寺に下した勅書で(『続日本紀』天平感宝元年閏五月癸丑條、『東大寺要録』卷七)、大安寺宛の

もの（平田寺文書）、薬師寺宛のものの写（中村文書）が残っている。⁽⁴¹⁾ 同目録の(8)「御帶等施入勅書一卷_{二枚}^{踏内印勝宝八}」は、法隆寺献物帳と同様に、天平勝宝八歳（七五六）七月八日に聖武天皇遺品を東大寺以下十八か寺に施入した時⁽⁴²⁾の献物帳である。

(14)～(20)の田図は山田郡田図と同様に、みな和銅二年水陸田目録所掲の所領に関するものである。(14)「大和国高市郡田白図一卷_{延暦六年班田司案}」・(15)「同郡寺廻田畠白図二枚<sub>一枚和銅五年官定
一枚延暦十年郡案写</sub>」は大倭国の「高市郡寺辺田」と「陸田」の所領に、(16)「同國山辺郡田白図一枚」は大倭国の「山辺郡石上村田」の所領に、(17)「美濃国田白図二枚」は美濃国の「多芸郡田」と「味峰間郡田」の所領の二所に、(18)「山背国田畠白図一枚」は山背国の「久勢郡田」と「陸田」の所領に、(19)「河内国田白図一枚」・(20)「同國野地白図一枚」は河内国の「若江郡田」の所領に、それぞれ相当する。(21)「寺綠起財帳_{天平十九年}」は、法隆寺・大安寺・元興寺等の官大寺の天平十九年資財帳と同様のものである。

二、九～十一世紀の弘福寺文書の整理

(1) 檢校・別当補任文書

延暦十三年弘福寺文書目録により八世紀の弘福寺文書を整理する過程で生じた問題は三つある。第一は、天平二十年弘福寺牒の作成の時期と背景、第二は山田郡田図の現存本の作成の時期と事情、第三は延暦十三年には弘福寺寺家が所持していた文書が後に東寺に所蔵されるに至った事情とその時期である。そこで、九～十一世紀の弘福寺文書を

整理することによりこれらの問題を検討したい。

〔表一〕の如く、この期間の弘福寺文書には13弘仁十一年（八二〇）川原寺牒案から34天永三年（一一一）弘福寺三綱重解案までの二十二通の文書が残る。これらの中の第一の群は15貞觀十七年（八七五）太政官牒写から20延喜三年（九〇三）太政官牒までの六通の検校・別当補任文書である。一般に寺家別当は、延暦十四年（七九五）以降の南都大寺を対象とした寺院統制の一環として、延暦末年に東大寺に置かれたのを始めとして、別当を長官とし三綱を任用とする交替制度を定めた貞觀十二年（八七〇）十二月壬寅制（『日本三代実録』同日条。『延喜交替式』一八一・一八二条。『延喜式』卷二「玄蕃寮」）の制定に至る過程で三綱を指揮する地位を確立した。⁽⁴³⁾

弘福寺別当（僧職）の初現史料は弘仁十一年（八二〇）川原寺牒案である。この牒案の署判は左記の如くである
〔明俊〕は〔安連〕を擦消の上に書す。

弘仁十一年十月十七日都維那入位僧願忠

別当少僧都伝灯大法師勤操

寺主伝灯住位僧明後

この別当は空海と親交深かつた大安寺の勤操である。⁽⁴⁴⁾勤操は、弘仁二・三年頃に造東寺司別当に補任され、同七年に空海から三昧耶戒と両部灌頂を受け、同十年に少僧都に補任された。空海は、同十四年に東寺を給預され、翌天長元年（八二四）三月少僧都に補任され、同年六月に造東寺所別当に補任され、天長四年四月に死去した勤操に対しても翌年の一周忌に「故贈僧正勤操大德影讚并序」を贈っている。また『御遺告』⁽⁴⁵⁾第八条には、空海が「以ニ大安寺、可レ為ニ本寺」と弟子に命じたと記すが、これは天長六年に空海が大安寺別當に補任されたことを反映しているのである。

う。

ところで、川原寺牒案の別当の署判は、三綱連署が日下から奥下へと連なつてゐるのに對して、奥上に単独である。これは別当が三綱に超越すると共に、檢勘という權能を有したことと関連しよう。14 天長二年（八二五）弘福寺領尾張国田注文は、尾張国が中嶋郡と丹羽郡の弘福寺領の和銅二年水陸田目録所掲の二〇町余の寺田を四証図等により勘査した文書である。国衙へのその作業の依頼は、尾張国衙宛の三綱牒を覆勘した別当が発給した尾張国衙宛の牒により行なわれた。三綱牒と別当牒が二重に発給されたことは、三綱を檢勘する別当の地位と関連しよう。この別当は恐らく少僧都勤操であろう。

空海の甥智泉・真然は初め大安寺僧であった。そしてその真然は權律師として貞觀十七年（八七五）太政官牒により弘福寺檢校に補任された。檢校は寺家署判（23 寛弘三年弘福寺牒など）から別当の上位の僧職であることがわかる。この太政官牒には前任者との交替に関する文言がないので、真然は初代の檢校であると考えられる。貞觀十八年には貞操の秩滿の替として大安寺僧寿長が別當に補任された（16 貞觀十八年太政官牒）。別當は元慶二年（八七八）に寿長から真雅の弟子の真言僧聖宝へと交替し（17 元慶二年太政官牒）、聖宝は元慶七年（八八三）に重任した（18 元慶七年太政官牒）。元慶七年太政官牒の奥には寺家判があるが、その中の「檢校權律師」は不明である。次の檢校は、寿長であった（19 寛平六年太政官牒）。寿長の死により、寛平六年（八九四）に權律師聖宝が檢校に補任された。堀池氏の指摘の如く、「空海一族と大安寺の關係が、真言開宗期に果した影響はきわめて大なるもの」⁽⁴⁶⁾ があるが、大安寺勤操の弘福寺別當補任に見られる如き大安寺の弘福寺への影響力の確立を利用して、空海及び真言宗・東寺の勢力は真言僧を檢校・別當に送込むことにより弘福寺を支配下に入れたのである。その端緒が貞觀十七年の真然の檢校補

任であった。かかる現実を基として、十世紀後半には『御遺告』第三条に記されるように、天長九年（八三二）に高野山往還の宿舎として弘福寺が空海に賜与され、更に空海が真雅に附属したという伝承が生れた。真言宗・東寺の弘福寺支配は真然の検校補任以降であるが、この時期に至つて造仏や修理など弘福寺の再興が行なわれた。『聖宝僧正伝』には「於弘福寺、造丈六檀像十一面觀音像」とある。川原寺裏山遺跡出土遺物中には、塑土中に塗り籠められた富寿神宝（八一八年）・承和昌宝（八三五年）があり、光背・台座などの修理に伴なうものと推定されている。⁽⁴⁷⁾

（2）大和国所領文書

21 延長四年（九二六）民部省符⁽⁴⁸⁾・22 延長四年大和国牒は、元慶四年（八八〇）の班田で収公された寺辺田四か所の返入に関するものである。

23 寛弘三年（一〇〇六）弘福寺牒・24 長和二年（一〇一三）弘福寺牒・25 永承五年（一〇五〇）弘福寺牒・26 天喜二年（一〇五四）弘福寺牒・27 庚平三年（一〇六〇）弘福寺牒（行方不明）・30 延久四年（一〇七一）弘福寺牒は大和国内所領（寺辺・佐位莊・山辺莊・広瀬莊）の寺田に不輸官物田の認定を得るための大和国司宛の牒で、田所の勘注と國守の免判を得て寺家に廻給されたものである。これらは免除領田制の基本史料として著名である。⁽⁴⁹⁾ 大和国所領のうち広瀬莊については、隣りの興福寺一乘院領平田莊との相論が著名である。広瀬莊は十二世紀には平田莊に併呑されてしまう。弘福寺三綱は広瀬莊の防衛のために東寺長者への依存を強めていく。それを明示する最初の史料は36天喜元年（一〇五三）弘福寺領大和国弘世莊檢田丸帳である。この文書は、弘福寺三綱の首席の上座親助が檢田使となつて作成したもので、広瀬莊を「弘世御莊」・「御莊」と称し、書止めに「所注進如件、以解」とあることから

わかるように東寺長者政所へ上申したものであった。

31 承暦元年（一〇七七）東寺末寺弘福寺領大和國広瀬莊本縁次第案は次の如きものである。

^a「端表書」
〔案文〕
十二月廿二日〔口口〕

東寺末寺弘福寺広瀬庄在大和國本縁事

一本券并寺牒等云牒依去天平十八年十月／十四日僧綱所牒旨縁起資財等子細勘録／牒上同十九年二月十一日畢而被同年八月／三日重牒傳田畠条里可注言者今淡海／大津宮御宇 天皇水主内親王去天／平六年歲次甲戌四月三日賈納賜広湍／郡水陸田并庄家瓦山等是也因彼郡／料勘録言上如件今具状謹牒上

天平式拾年歲。^次戊子二月十一日都維那僧良肇

上座。^僧林藏

寺主僧神照

一僧綱依三綱牒檢知件田地訖仍為恒式／遠伝後代乞護法四天大王衆知 国主／并本施主内親王御誓有被犯輩隨
大地獄滅子孫若為勤修者奉福命／官位令榮後孫謹紹隆仏法將護 天／朝宝祚矣

天平廿年六月十七日佐官業了僧願清

大僧都法師行信

佐官兼藥師寺主師位僧永俊。

佐官兼福興寺主師位僧。勝福

佐官師位僧

惠徹

佐官業了僧

臨照

弘福寺文書の基礎的考察

d
一根本 大師記文云

右弘福寺是飛鳥淨三原宮御宇天武天皇／御願也而天長聖主垂勅永當加東寺／可修治之由畢也伏惟聖恩是依少僧／通詣高野所給宿處而已依之少僧／永可師々相伝修治者也但真雅法師一期／之後者諸弟子等之中在前出身者／可掌東寺不可求年廩次第且門徒／之間以一成立可為長者為長者者可／加掌弘福寺稱仏陀宮非為已宿所嚴仏／修治為宗計也

e
(一行空)

又長和二年當國免判云寺家所愁領／掌年久者依事功德任代々國判免除／^[租]祖稅已了然者所愁坪々田不論作否皆／可為寺家領田之在地郡司等承知行之

f
左馬頭兼守藤原朝臣在判

g
又延久四年國免判狀如前

h
内匠頭兼守源朝臣在判

i
承暦元年十一月三日閼白衙依／有訴之被召証文仍寺主法師在判／注進之

『平安遺文』は抄本の白河本『東寺文書』によるため、a端裏書、b事書、c・c'天平二十年弘福寺牒事実書・三綱署判・寺家署判を欠き、○部分を脱しているので、東寺百合文書ユ三により右に釈文を掲げた。d根本大師記文は一〇世紀後半の成立と考えられる『御遺告』第三条であり、eは24長和二年弘福寺牒免判、fは30延久四年弘福寺牒免判である。事書には「東寺末寺弘福寺」と明記されているが、東寺末寺との表現は弘福寺に關しては初見である。この注進状は、b事書に「広瀬庄在大和國本縁」とあり、gに「閼白衙、依、有、訴之、被、召、証文、仍寺主法師在判注、進

之」とあるので、広瀬荘と平田荘の相論に關して、弘福寺三綱の寺主が広瀬荘の領有權（c・c'・e・f）と弘福寺が淳和天皇の勅により東寺末寺となつてゐること（d）を記して閑白家政所に送つた注進状の案文（あるいは東寺長者政所で作成・保管か）であることがわかる。広瀬荘の領有權に關して天平二十年牒と延久四年牒免判が論拠となることは³⁹天永三年（一一一二）弘福寺領大和國広瀬荘使解にも見られる。

ここでは、弘福寺寺家が東寺末寺であることを強調していることと共に、天平二十年弘福寺牒が承暦元年以前に作成されていることに注目しておきたい。井上寛司氏によれば、天平二十年牒の広瀬荘坪付の特徴は、二十条五里七坪・十八坪・十九坪の寺田が長和二年牒と一致しその直前の寛弘三年牒と一致しないところにある。⁽⁵¹⁾ 従つて作成年代の一つの可能性は、寛弘三年（一〇〇六）以後、長和二年（一〇一三）以前の時期ということになる。⁽⁵²⁾ 一〇世紀後半から一一世紀初にかけては免除領田制との関連で偽作文書が作成された時期であり、同様の例が栄山寺文書についても指摘されてゐる。

37 延久二年（一〇七〇）弘福寺領近江国莊田注進状には、近江国の所領に關する本公驗について「寺家焼亡之剋、燒失已畢」と記してある。この文書は、⁽⁵³⁾延久元年の莊園整理令との關係で弘福寺三綱が近江国所領の坪付を記して東寺長者政所に送つたものであるから、焼亡は延久二年以前のいつの時であるは不明である。一九五七・八年度の川原寺発掘調査の際、中金堂北側基壇トレンチからは、基壇内に二層の焼土が検出されている。そのうちの下層の焼土層が、この延久二年以前の焼亡と關係ある遺構と考えられる。⁽⁵⁴⁾ この時、全ての文書が焼失した訳ではないことは、現存文書の豊富さからも知られる。また、伽藍も全てが焼失したのではなかろう。川原寺裏山遺跡出土遺物は、焼残物中の仏像関係遺品を埋納したものであるが、この焼残物を生じた焼亡が延久二年以前の焼亡である可能性を考えるべき

であろう。弘福寺は、この延久二年以前の焼亡により痛手を被り、広瀬荘の衰退とあわせて存立の危機に頻していたと考えられる。

三、十一～十二世紀の弘福寺文書と弘福寺関係東寺文書の整理

(1) 弘福寺文書の終焉

「表一」から知られる如く、弘福寺寺家が所持していた文書の最後の年紀のものは34天永三年（一一一）弘福寺三綱重解案である。これは広瀬荘と平田荘の相論に関する摂政家政所宛の解の案文であり、東寺長者政所が作成・保管したものである可能性もある。32天永元年弘福寺牒は『東寺古文零聚』六觀智院之部に「弘福寺牒 天永元年 山城国印アリ」と抄録されたもので行方不明である。内容は恐らく、山城国久世郡田の免判を山城国守から得たものであろう。山城国印が免判の存在を示している。33天永二年弘福寺所司等解案も、尾張国守に宛てて出された中嶋・丹羽両郡の寺田の免判を求めた文書の案文である。正文なら国守免判が書かれている筈であるが、これには無い。

弘福寺寺家差出発給文書は、東寺長者政所に保管されていた39天永三年弘福寺領大和国広瀬荘使解・44永久四年（一一六）弘福寺住僧彦印解で途絶える。彦印は天永二年八月に上座であったが（33天永二年弘福寺所司等解案）、翌年十一月段階には彦印を含めた三綱三名が交替している（34天永三年十一月弘福寺三綱重解案）。ところがその四年後の44永久四年彦印解では、彦印は「弘福寺住僧」と署し、残された「寺領田畠」・「弘福寺所領」である寺辺の路

東卅条三里の八か坪の散在田畠を、東寺長者政所下文に従つて「相伝譲状公驗等理」に任せて彦印が「領知」し「御寺官物并公事所役」を懈怠なく勤仕する旨を請け申している。この段階に至つて弘福寺三綱は解体したのである。かくして、弘福寺住僧が、東寺の莊園としての弘福寺（伽藍及び寺辺田畠）を莊官として管理し、あるいは作人として請作する事態となつた。弘福寺寺家の無力化は、上座が広瀬莊使に成下つてのこと（³⁶天喜元年弘福寺領大和国弘世莊檢田丸帳）、³⁷延久二年（一〇七〇）三月十一日弘福寺領近江國莊田注進状を最後として官印としての寺印である弘福寺印の使用例が見られなくなることにも現われている。官印としての寺印の使用を認めるることは、弘福寺寺家の法団体としての自立性を容認することになるので、東寺長者政所としてはその使用を停止させたのであろう。この後、承暦元年（一〇七七）に弘福寺は自から東寺末寺と称するのである（³¹承暦元年広瀬莊本縁次第案）。

（2）東寺長者政所による弘福寺所領復興

³⁷延久二年三月十一日弘福寺領近江國莊田注進状は、弘福寺三綱が近江国四か莊の坪付を東寺長者政所に注進したものである。その四か莊について段別一斗の加地子収取の近江守免判を得たのが²⁹延久二年十月日弘福寺三綱等解であつた。この加地子免判の獲得は東寺長者政所の近江守への直接的な働きかけの成果である。

同様に、山城國久世郡の莊田の坪付を弘福寺寺家が東寺長者政所へ注進した文書の写が³⁸延久四年（一〇七二）弘福寺領山城國莊田注進状写である。この文書は『東寺古文書聚』六觀智院之部に抄録されていたが年月日を欠いていた。しかし東寺百合文書の整理の結果公開された。⁽⁵⁶⁾この山城莊は、天平十五年山背國久世郡田注文に記された坪付の所領を中心とする。從来久世郡田の所在は不明であった。しかし、この延久四年の坪付には十二条家田里・難田里、

十二条路里と条の序数が記されているので、里の序数は不明であるが、復原された久世郡条里⁽⁵⁷⁾におよその位置を求めることが出来る。詳細は別に論じるが、十二条家田里・難波里と十二条（文書に十二条あるのは誤記であろう）路里・絞野里の所領は一まとまりの地で、久御山町北川顔・藤和田のあたり（中島・坊之地の西方）である。この地は古山陰道の東に沿って西北流した木津川旧河道⁽⁵⁸⁾の東側に当たり、天平十五年注文による寺領田の復原形状⁽⁵⁹⁾はその旧地形に合致する。但し、右の四里以外の所領の所在地はなお検討を要する。前述の如く32天永元年（一一〇）弘福寺牒はこの山城国久世郡所領に関する山城国守免判を得たものであろう。

尾張国所領に関しては33天永二年（一一一）弘福寺所司等解案がある。これは、中島・丹羽両郡所領の国守免判を得ようとした解の案文である。ただし、尾張国所領の坪付注進状は残っていない。

東寺長者政所は弘福寺の封戸物の徵収も封主の立場として直接に進止した。それは42永久三年（一一五）紀伊国雜掌紀成安解⁽⁶⁰⁾・42永久三年東寺威儀師某書状案・46年月日欠紀伊国雜掌解⁽⁶¹⁾から明かである。弘福寺は封戸も含めて東寺の所領・得分となってしまったのである。

46年月日欠紀伊国雜掌解は、治暦四年（一〇六八）から延久三年（一〇七一）までの四か年の封物と封物所済の延久元年から承保二年（一一七五）までの返抄を勘査したものである。弘福寺封物の徵収とその実現が延久元年から始まっていることは、東寺長者政所による弘福寺封戸の封物直接進止の開始がこの頃より始まったことを示している。

この事態は、前節で推定した東寺長者政所による弘福寺支配の本格化の時期と一致する。45弘福寺莊園并封戸注文は『東寺百合文書目録』により初めて知られたものでその訣文は次の如くである。

（端裏書）

「正案合廿二通」

「弘福寺庄封」

寺辺

川原寺 山辺庄 弘福庄 宿院庄

諸国御符

武藏 常陸 上野 紀伊国〔百烟〕^(追筆)

(以下余白)

この注文は、弘福寺封戸と、恐らく十二世紀初頭段階における弘福寺領を書き上げたものである。紀伊国封戸にのみ「百烟」と追筆があるのは、封物徵収が行なわれたのが紀伊国だけであつたことを推定させる。端裏にある「正案合廿二通」は抹消されているが、これらに関する文書の数を示しているのである。43 永久三年東寺威儀師某書状は、天永三年（一一一二）から永久二年（一一一四）までの三か年の紀伊国封物に関する主計寮・主税寮長官宛の受領状の案文であり、この頃まで封物徵収が行なわれていたことを示している。

十一世紀中葉の天喜年間から十二世紀初の永久年間にいたる時期の弘福寺文書・弘福寺関係東寺文書は、東寺長者政所による弘福寺所領・封物の直接支配の拡大の過程を示しており、同時に弘福寺寺家の機能停止と弘福寺自身の東寺所領化をも示している。東寺は十一世紀を通して復興期にあり、弱体化した弘福寺を九世紀後半以来の末寺化の実績にもとづいて完全な支配下に置き、無実化した近江国・尾張国・山城国等の所領の免判の獲得による官物の收取、存立の危機に頻して広瀬荘の經營への介入、寺封の封物の徵収の再開などにより、弘福寺所領・封物を東寺の所領・封物へと転化させたのである。前章の始めに記した問題のうち残りの二点も、この歴史的経過の中で理解するこ

とが出来る。すなわち、弘福寺文書の東寺文書化は、弘福寺寺家の解体により十二世紀初頭に弘福寺所蔵の文書が東寺長者政所に移管された結果、あるいは十一世紀後半から必要に応じて徐々に移管された結果である。長保二年（一一〇〇）東寺宝藏焼亡目録（文治三年書写）には、「諸寺末寺公驗并庄公驗等」の項があるが、そこには弘福寺関係の公驗はない。それは、焼け残ったためではなく、まだ弘福寺文書の移管や東寺による弘福寺やその所領の進止が展開していなかったことによるのであると理解すべきである。

そこで最後に、山田郡田団の作成年代を考えねばならない。筆者は「山田郡田団の調査」で、現存本田団自体は写本であるがその内容は原本に忠実で信頼できること、官印としての寺印である「弘福寺印」ではなく、私印である「弘福寺之寺」の寺印が捺されていることを既に指摘した（注10参照）。三(1)で官印としての「弘福寺印」の使用が延久二年（一一〇七〇）頃で停止されることを指摘したが、一つの可能性として「弘福寺」の寺印は、それ以後、十二世纪初頭に弘福寺寺家が解体する以前の時期に作られたと考えられる。この推定に従えば、山田郡田団写本の作成年代は延久二年以後の十一世紀後半と推定される。この時期は、東寺長者政所による弘福寺所領の復興が試みられた時期であった。山田郡田団写本もその資料として弘福寺寺家で作成されて東寺長者政所に送られたものと考えられる。とすれば、延暦十三年弘福寺文書目録所掲の山田郡田団は弘福寺文書であるが、現存本田団は弘福寺關係東寺文書ということになる。

東寺文書中の弘福寺文書群及び弘福寺関係東寺文書は、八～十二世紀に至る弘福寺の寺誌を示す貴重な史料である。東大寺文書には比較するすべもないが、比較的まとまつた莊園関係文書を含んでいて、古代莊園史においても重要な研究対象である。ところが、弘福寺寺家の解体と文書の東寺長者政所への移管を跡付けた研究はなかった。また、新たに整理公開された京都府立総合資料館所蔵の東寺百合文書や、東寺文書関係の諸史料の中の新史料もあまり注目されてこなかった。本稿での検討の結果、弘福寺の莊園史料群は、從来の古代莊園史研究に新しい領域を切り拓く可能性を有しているとの認識を得るに至った。延久二年の近江国所領の坪付、延久四年の山城国久世郡所領の坪付は、八世紀の所領の所在地、所領形態を示す貴重な史料である。尾張国所領の坪付も天長二年の注文により知られる。また、讃岐国山田郡所領も山田郡田図等により八世紀前半の所領が復原できる。しかも、和銅二年（七〇九）水陸田目録によりそれらの多くは八世紀初頭にまで存在を遡りうるのである。七〇九年段階の田一五〇町余・陸田四九町余の十四か所にわたる大規模な所領群がその直前の短い期間に形成されたとは考えにくい。やはり、天智朝初年の創建以来、徐々に獲得、設定され開発されてきたものであろう。とすれば、弘福寺所領群は七世紀後半期に成立した所領をも含むことになる。勿論、七世紀後半から八世紀初頭の所領は後代の莊園と經營形態や歴史的本質が同じあったわけではない。從来の古代莊園研究は、史料の豊富な東大寺莊園を中心に行われてきた。しかし東大寺莊園の大部分は、天平勝宝年間（およそ七五〇年代）以降の設定になるもので、かつ研究対象は北陸などのいわゆる辺境型莊園が中心であった。後代にまで続く最古の莊園は五九八年あるいは六〇六年の施入の伝承をもつ法隆寺領播磨國斑鳩莊である。六世紀末～七世紀に創建された寺院は同様に七世紀に起源する所領を領有していたのであるが、このことが從来は輕視されてきた。それは莊園の形成を律令制的土地所有解体期の歴史現象と把えがちな研究史の不十分さに起因する。寺

院莊園の領有形態は、仏教伝来と共に朝鮮・中国から伝えられた経済体制であろう。仏教の経済的基盤としての莊園が、どのような特質を有したのか、あるいは歴史的展開を見せたのかは、六～八世紀の古代日本の土地所有や社会構成の発展段階を検討する重要な手掛りになるだろうと考える。したがって、朝鮮・中国からの莊園的領有形態の導入の過程の解明、弘福寺の各所領の所在地確定と構造の分析が次の課題となる。後者については、近江国伊香郡伊香莊・甲賀郡藏部莊と山背国久世郡所領についての各郡の条里復原と所領所在地の確定の作業、山田郡田⁽⁶³⁾図を中心とした讃岐国山田郡所領の分析を早急に行なう必要があると考えている。⁽⁶⁴⁾

最後に、貴重な史料の閲覧と調査を許可していただいた京都府立総合資料館、金刀比羅宮図書館、宮内庁書陵部に謝意を表したい。なお、本研究は昭和五十八年度文部省科学研究費一般研究C「弘福寺及び東大寺を中心とした古代寺領莊園の歴史地理学的研究」の研究成果の一部である。

1 原秀三郎『日本古代國家史研究』一九八〇年、東京大学出版会)。

2 石上英一「古代史の史料」(『新編 日本史研究入門』一九八二年、東京大学出版会) 参照。

3 山中敏史「律令国家の成立」(『岩波 講座日本考古学』6、一九八六年、岩波書店) 参照。

4 石母田正『日本の古代國家』(一九七一年、岩波書店) 第四章、吉田孝『律令国家と古代の社会』(一九八三年、岩波書店) IV 「編戸制・班田制の構造的特質」、吉村武彦『律令国家と土地所有』(『大系日本国家史』1、一九七五年、東京大学出版会)・「律令体制と分業」(『日本經濟史を学ぶ』上、一九八二年、有斐閣)。

5 吉田孝注⁴前掲『律令国家と古代の社会』I 「律令国家」と「公地公民」・IV 「律令国家の諸段階」。

6 吉田孝注⁴前掲『律令国家と古代の社会』V 「墾田永年私財法の基礎的研究」、吉村武彦注⁴前掲『律令国家と土地所有』・「賃租制再検討の視角」(『日本古代の社会と経済』下、一九七八年、吉川弘文館)、河内祥輔「班田收授制の特質」『歴史学研

究』一九七六年大会別冊、一九七六年十二月)。

- 7 服部昌之『律令国家の歴史地理学的研究』(一九八三年、大明堂)、第一部、第二部。金田章裕『条里と村落の歴史地理学研究』(一九八五年、大明堂)、第一章。

8 福山敏男『奈良朝寺院の研究』増訂版(一九七八年、綜芸舎)、「川原寺」参照。

9 水野柳太郎「法隆寺伽藍縁起并流記資財帳の一考察」上・下(『続日本紀研究』一四三、一四六・一四七号、一九六九年二、一〇月)は播磨国所領に関する作為を解明するが、七世紀の所領形成の可能性はなお存在する。

10 山田郡田図の伝来・解説については石上「山田郡田図の調査」(『東京大学史料編纂所報』二〇号、一九八六年三月)に報告した。本稿と一体のものなので、参照されたい。

11 広義の東寺文書には、東寺百合文書(京都府立総合資料館所蔵)・教王護国寺文書(京都大学文学部保管)、東寺百合文書(一部)・東寺文書(東寺所蔵)・阿刀家文書(東寺執行文書)及び流出文書がある。東寺文書の内容・性格については網野善彦『中世東寺と東寺領莊園』(一九七八年、東京大学出版会)序章、上島有編著『東寺文書聚英』(一九八五年、同朋舎出版)解説篇「東寺文書について」参照。

12 松田和晃「円満寺旧蔵弘福寺文書をめぐって」(『中央史学』五号、一九八二年二月)は延暦十三年弘福寺文書目録と和銅二年水陸田目録の伝來についての専論であり教示を受けるところが多いが、第二断簡の所在は筆者が再確認したところであり、またなお若干の論ずべきこともあるので、本稿の論述には松田論文と重複する部分があることを断つておきたい。

13 松田注12前掲論文、六二頁。

14 同前、七一頁。

15 『東寺古文零叢』の原本は小浜市立図書館所蔵酒井家文庫中の伴信友文庫に現存する。一九八三年に調査の機会を得た(石上「弘福寺及び東大寺を中心とした古代寺領莊園の歴史地理学的研究」(『東京大学史料編纂所報』一九号、科学研究所費による

研究の報告、一九八五年三月）。史料編纂所には一九二八年に謄写した写本（一〇七・六二一七）がある。

16 松田注12前掲論文、七三頁。

17 三綱署判中の「小寺主入位僧「隆吉」」の記載は縦押界上に書されており追筆（「小寺主入位僧」は隆信筆）であるが、捺印との先後関係は確認していない。なお、奥の検収僧綱使判は自署以外は本文と同筆であり、「弘福寺印」三顆が捺されている。

この文書目録の文書形式、作成動機についてはなお検討を要する。

18 松田注12前掲論文は印影を四十六顆とするが（六四頁）、三を引くべきである。

19 八世紀の公文書復原作業における完形の料紙の意義については「正倉院古文書調査」（『東京大学史料編纂所報』一八号・一九号、採訪調査報告、一九八四年三月・一九八五年三月）参照。

20 横山由清は明治一六年刊の『田制編』において第一・第二断簡を一続きのものとして引用して「以下欠」と注記し、続いて「端欠」と注記して第三断簡を引用するが、『東寺古文零聚』の写本などに拠ったとすれば、分離時期の上限の史料とはならない。

21 一九三七年刊行の『大日本古文書』二三は延暦十三年弘福寺文書目録第一断簡を「円満寺文書」と出典を明記して収録する。

22 伴信友は『東寺古文零聚』一で印影数を三十餘と述べるが、勝写で首部に三顆、尾部に二顆の印影（郭のみ）を示す踏印の仕方から見て、印影は全体で二十顆程度と考えられる。信友が印を「民部省印」と推定するのは誤解で、延暦十三年弘福寺文書目録に「官印」と注記がある如く、「太政官印」が捺されていたのである。「外印の存在を示す最古の史料」であることにについては鈴木茂男「日本古印をめぐる二、三の問題」（『書の日本史』九、平凡社、一九七六年、八五頁）参照。

23 『東寺古文書写』には江戸時代後期の十六枚十八通の東寺文書の写しが入っている。その中に次の弘福寺文書がある（番号は、上段が「表一」の文書番号、下段が『東寺古文書写』の掲載順）。

18(5)元慶七年三月四日太政官牒（礼四）

9(9)宝龜八年六月二十九日大和国牒

1 (13) 和銅二年十月二十五日弘福寺領水陸田目録

7 (15) 天平宝字七年十月二十九日讃岐国山郡弘福寺田内校出田注文（礼一）

11 (16) 宝亀八年七月二十三日民部省牒

16 (18) 貞觀十八年九月七日太政官牒（礼四）

24 虎尾俊哉「班田收授法の研究」（一九六一年、吉川弘文館）、三〇七頁。和銅二年に諸寺において水陸田目録が作成されたことは平野博之「觀世音寺大宝四年縁起」について（『上古史研究』一卷七号、一九五七年七月）が指摘する（松田和晃「和銅二年の『水陸田目録』をめぐって」『古文書研究』二〇号、一九八三年二月、は平野論文を参照していない）。文書の特異な様式については早川庄八「任僧綱儀と任僧綱告牒」（『名古屋大学文学部研究論集』LXXXIX、一九八四年三月）参照。「弘福寺領田畠流記写」の文書名について竹内理三「奈良朝時代寺院経済の研究」（一九三二年、大岡山書店）は「表題は後人の追加である」（二六五頁）と指摘している。

25 天平十五年弘福寺領山背国久世郡田注文は山背国印が捺されているので延暦十三年弘福寺文書目録の(2)別三論供田券文等一巻のうちの「三枚踏国印」に該当する可能性もあるが、久世郡田は和銅二年水陸田目録にも記載された寺領であるので新たなる成立と考えられる別三論供田ではなく、また紙数も二枚なので該当しない。天平二十年弘福寺牒は同目録(2)寺縁起財帳一巻（天平十九年弘福寺縁起資財帳）に該当する可能性もあるが、これは法隆寺・大安寺・元興寺等と同じ天平十九年の縁起資財帳と見るべきであり、天平二十年弘福寺牒ではない。天平十九年弘福寺縁起資財帳は、天平二十年弘福寺牒の事実書に「縁起資財等、子細勘録牒上、同十九年二月十一日畢」とある如く、他寺と同じに天平十九年二月十一日付けである。

26 福山敏男「かわらでら」（『日本歴史大辞典』一九七〇年、河出書房）。

27 福山敏男注8前掲書「川原寺」の項の補記、三二七頁。

28 井上寛司「弘福寺領大和国広瀬庄について」（『赤松俊秀教授退官記念国史論集』一九七二年）、四〇〇頁。

29 金田章裕注⁷前掲書、四八・七一頁。水野柳太郎注⁹前掲論文〔下〕も「一世紀ごろの偽作文書と思われる」(二一八頁)と指摘する。

30 山本信吉「大安寺伽藍縁起并流記資財帳」(『重要文化財』22、一九七七年、毎日新聞社)。

31 大安寺伽藍縁起并流記資財帳の原本の僧綱印には僧綱判には僧綱印が捺されていたので写本(現存本)は寺印の捺印を差控えたのか、あるいは僧綱印は元来捺されていなかつたが僧綱判であるが故に寺印の捺印を差控えたのかいずれかである。僧綱印は靈龜二年(七一六)に頒下されたが、天平十六年(七四四)に「任意用印、不依制度」との理由で大臣の所へ進置せしめられることになったので(『続日本紀』天平十六年九月己丑条)、天平十九年段階で資財帳に僧綱印が捺印され得たかどうか不明である。注¹¹前掲『東寺文書聚英』の文書解説も僧綱判への寺印捺印の事実から「正文と考えられず、弘福寺において写したものであろう」(解説篇、三二頁)と指摘する。

32 八世紀後半の造東大寺司の所用印には「造東寺印」二種と「東大寺印」二種がある。「造東寺印」の第一は一寸二分の丸印で、これについては皆川完一「正倉院文書「写千巻經所食食物用帳」について」(『東京大学史料編纂所報』八号、一九七四年三月)の考証がある。その第二は方二寸の方印である。「東大寺印」の第一は天平宝字五年(七六一)の造東大寺司発給文書に捺されたもの、第二は宝亀七年の大安寺可信牒(隨心院文書)に捺されたもので、後者が宝亀二年鑄造の印である。第一種印は東大寺三綱所用印ではなく造東大寺司所用印である。第二種印もやはり造東大寺司所用印である。したがって、東大寺印の宝亀二年以前の存在は、他の大寺の寺印が宝亀二年以前に存在したことを証明するものではない。なお、官印の定義を注²²所掲鈴木論文は「官司の印」(八二頁)とするが、大寺の印は官が鑄造して頒下したものなので八世紀には官印としての性格を有していたと考えられる。

33 木内武男編『日本の古印』(一九六四年、二玄社)の岡版解説は、法隆寺伝世印を癸巳年(持統天皇七年、六九三)の施入によるものとするが(一七九頁)、これは資財帳への誤解によるので成り立たない。

34 注33前掲『日本の古印』図版解説、一八〇頁。

35 『弘福寺並東寺関係古文書』は安政四年（一八五七）頃の冷泉（菅原・岡田）為恭の東寺文書札を中心とした模写本であり、金刀比羅宮所蔵富田光美旧蔵文書中の冷泉為恭の模写本（貴文第十四—十八号。石上注15前掲「弘福寺及び東大寺を中心とした古代寺領莊園の歴史地理学的研究」、六八—六九頁参照）と同時期の同体裁の作品で、両者に重複するものがあり、かつ長和二年弘福寺牒のよう模写跋文が「安政丁巳初秋於學習院東廂額間模也 菅為恭」（弘福寺並東寺関係古文書）と「かみのつかいことに印せん花押やらんありとは見ゆれとも厚き紙して裏うちたれば見る事かたし 安政丁巳初秋於學習院東廂額間模之 菅為恭 后ニ考ルニ花押无之弘福寺印而已有之」（富田光美旧蔵文書）の如く同時のものもある。次に、収録された弘福寺文書の目録を掲げよう。上段の番号は「表一」参照。礼の号数は当初のものを示してある。

16 (1) 貞觀十八年九月七日太政官牒（礼四）。跋に「安政四年正月廿一日摸之」とあり。

17 (2) 元慶二年二月二十五日太政官牒（礼四）。跋に「丁巳正月廿一日摸之」とあり。

18 (3) 元慶七年三月四日太政官牒（礼四）

19 (4) 寛平六年太政官牒（礼四）

20 (5) 延喜三年十月二十六日太政官牒（礼四）

15 (6) 貞觀十七年三月十六日太政官牒写（礼四）

10 (7) 宝龜八年七月二日大和国符写（礼十二）

14 (11) 天長二年十一月十二日弘福寺領尾張国田注文（礼六）

21 (15) 延長四年二月十三日民部省符（礼七）

22 (16) 延長四年三月十日大和国牒（礼七）

24 (19) 長和二年十一月九日弘福寺牒（礼十）。跋は前掲。

3 (22) 天平十五年四月二十二日弘福寺領山背国久世郡田注文（礼三）

4 (23) 天平二十年二月十一日弘福寺牒（礼三）

36 注23前掲『東寺古文書写』は、宝龜八年民部省牒の両端に文書が貼り継がれている形状を模写しており、大和国符写的右端には斜めに捺された継目裏印二顆があり、また白河本『東寺文書』や『東寺古文書』や『東寺古文書』六も大和国牒・民部省牒・大和国符写の順に採録している（但し、藤貞幹本系写本とされている内閣文庫本と書陵部本の『東寺文書』——「東寺百合文書について」（『國錄東寺百合文書』一九七〇年、京都府立総合資料館）、一四頁——は民部省牒・国符写・国牒の順に謄写している）。

石桶池處代田施入牒一卷三通の連券の切離しは、恐らく大和国牒の大和国印、民部省牒の民部省印を珍重するが故で、伴信友の閱覽（文化八年（一八一）四月十八日より同十一年二月二十一日まで——『東寺古文書』序）以後、流出した民部省牒が森世黄『集古浪花帖』五（文政二年（一八一九）刊）に模刻される以前の時期に行なわれた。『集古浪花帖』五所収の東寺文書には、他に承和三年二月五日高田郷長解及び多度神宮寺資財帳がある。民部省牒は安藤氏（史料編纂所所蔵影写本『安藤文書』所収）を経て現在は天理図書館所蔵であり（角田文衛「宝龜八年『民部省牒』について」『ビブリア』二〇号、一九六一年一〇月。『天理図書館善本叢書』68古文書集、一九八六年、八木書店、参照）、高田郷長解は平松家所蔵文書（京都大学文学部古文書室所蔵）となり、多度神宮寺資財帳は柏木賀一郎氏（史料編纂所所蔵影写本『柏木賀一郎氏所蔵文書』所収）を経て明治二十二年に多度神社の所蔵となっている。安政四年頃に札を中心に東寺文書を模写した冷泉為恭が、礼十二となっている大和国符写しか模写していないことは、右の切離しと流出の時期の推定の正しいことを支証する。札の含まれる東寺文書六芸之部は、既に寛政年間前後の白河本作成時には「現在と同じように八六巻（注略）の巻子に仕立てられていたと考えることができる」（上島有「東寺文書の伝来と現状について」『資料館紀要』創刊号、一九七二年三月、京都府立総合資料館、一七頁）が、礼十二については問題が残る。冷泉為恭の『弘福寺並東寺關係古文書』は礼十二の宝龜八年大和国符写・仁和四年五月二十四日東寺都維那解由状案・天永三年九月十七日東寺牒の三文書（連貼順は逆）を模写しているので、安政四年頃には既に現

在の礼十二の編成が成立していたことが知られる。しかし『東寺古文書聚』六觀智院之部では天永三年東寺牒・弘仁十一年川原寺牒案・仁和四年東寺都維那解由状案・宝龜八年大和国牒・同年民部省牒・同年大和国符写の順に抄録しており、この配列が現在の礼十二に相当する卷の原形であったことがわかる。弘仁十一年川原寺牒案も流出し、民部省牒と共に安藤氏に所蔵されたが（影写本『安藤文書』）、現在は同じく天理図書館に所蔵されている。なお、白河本は、弘仁十一年川原寺牒案を第九〇冊に、他の礼十二の文書を第九一冊に収録するので、川原寺牒案は礼十二には収録されていなかつた可能性もある。

37 『日本歴史』二七三号（一九七一年二月）口絵に写真・祝文を収載。

38 先に石上注15前掲「弘福寺及び東大寺を中心とした古代寺領莊園の歴史地理学的研究」では金刀比羅宮所蔵富田光美旧蔵文書により翻刻したが、その冷泉為恭による写本（転写本）は国司署判を欠いている。国司署判の存在は『東寺古文書聚』六觀智院之部の抄録によつても知られる。富田光美旧蔵文書には、第二行行末に判読不明の墨付き一字があるので□で示した（内閣文庫本は下欠を表示）。また書陵部本の誤写は・を付して、同文書・内閣文庫本により訂正した。改行も同文書による。

39 石上注15前掲「弘福寺及び東大寺を中心とした古代寺領莊園の歴史地理学的研究」で「伴信友『東寺古文書聚』六の觀智院蔵本の部に国印のある文書として抄出されている」（六九頁）と記した文の傍点部分は誤まりであった。

40 中野栄夫「白紙について」『日本古代の社会と経済』（下、一九七六年、吉川弘文館）。論者によつては、白図を畠図としたり、あるいは絵図と対比して田図であると理解する場合も見られるが、それらは当たらない。

41 阿部猛「平安後期における一寺領莊園の没落過程——弘福寺領大和国広瀬莊の場合——」（『日本歴史』一一五号、一九五八年正月）、三三頁。林幹彌「太子信仰の研究」（一九八〇年、吉川弘文館）、五一～五四頁。

42 柳雄太郎「獻物帳についての基礎的考察——東大寺以下十八か寺への献納経過——」（『ミヨージアム』三三九号、一九七七年六月）、二四頁参照。

43 永村真「東大寺別当の成立過程」（『律令制と古代社会』一九八四年、東京堂出版）参照。

44 堀池春峰「弘法大師と南都仏教」『南都仏教史の研究』下（一九八二年、法藏館）、四四二～四四五頁。

45 「御遺告」が一〇世紀後半の成立であることについては和多昭夫「高野山と丹生社について」『密教文化』七三号（一九六五年）参照。

46 堀池注44前掲書、四四五頁。なお真言僧觀實は昌泰三年より二期別当を務めている（延喜三年太政官牒）。

47 井上正「塑像片について」（『川原寺裏山遺跡出土品について』仏教美術研究上野記念財団助成研究会報告書第四冊、一九七七年）、七頁。また塔基壇上面表土直下から長年大宝（八四八年）が出土しているが（奈良国立文化財研究所学報九『川原寺発掘調査報告』一九六〇年、三九頁）、これも関連するかも知れない（『川原寺裏山遺跡出土品について』座談会、一九頁）。

48 太田晶二郎「智証大師謚号勅書の内印」『日本歴史』四四六号、一九八五年七月）参照。

49 坂本賞三『日本王朝国家体制論』一九七二年、東京大学出版会。

50 阿部注41前掲論文、村井康彦「平安後期の社会構造」『日本史研究』四二号、一九五九年五月。井上注28前掲論文。

51 井上注28前掲論文、三九八～四〇〇頁。

52 米田雄介「栄山寺領と南家藤原氏」（『日本歴史』二三二号、一九六七年月）。岡田隆夫「栄山寺文書天元三年九月十九日太政官符について」（『東京大学史料編纂所報』八号、一九七四年三月）。

53 37 延久二年弘福寺領近江国莊田注進状は、实物を調査していないので確実ではないが、伊香郡伊香莊坪付と甲賀郡藏部莊坪付の間にあつた甲賀郡水主莊坪付が欠落していると考えられる。平流莊・伊香莊坪付が書かれた料紙と、藏部莊坪付が書かれた料紙の間に水主莊の坪付の書かれた料紙一紙があつたが、その料紙が消失したのである。藏部莊坪付の初めに「同寺所領同〔□〕部莊田事」とある「同□」は甲賀郡であるから、この前に「同寺所領甲賀郡水主莊田事」との書出しではじまる水主莊坪付がなくてはならない。

54 注47前掲『川原寺発掘調査報告』、一七頁の図四。但し同書は、「第一次焼亡は建久2年」（一七頁）とし、延久二年注進狀

の焼亡記事のことを認識していない。

注47前掲『川原寺裏山遺跡出土品について』参照。

56 55
38 延久四年弘福寺領山城国莊田注進状写の釈文は次の如くである。

(端表書)
「弘福寺山城庄常木法橋沙汰方 法橋注進所上云々」

弘福寺 山城庄

十二条家田里廿四坪三百歩廿五坪七段百八十步

廿六坪一段七十步 卅三坪三百步

卅四坪五段百卅六步卅五坪五段

難田里醉田一段「已上三丁一段三百七十六步」(追筆、下同ジ)

十二条路里十七坪三段三百卅步十九坪一段二百十六步

廿坪一町 廿一坪一町

廿七坪八段二百六十步廿八坪一町

廿九坪一町 卅坪八段

卅一坪一町 卅二坪一町

卅三坪一町 卅四坪三段二百十六步
已上九丁五段三百五十六步

絞屋里四坪一段二百六十步五坪七段三百十七步

六坪九段百六十五步卅一坪五段七十二步

田里九坪一町 十坪一町

十一坪一町 十二坪七段九十步

弘福寺文書の基礎的考察

十六坪三段百七十步 廿一坪二段

廿二坪一段五十步

卅五坪五段

卅六坪八段
「已上八丁一段卅四步」

難田里一坪七段百八十步

二坪五段

三坪五段二百九十八步

四坪二段

卅一坪八段二百八十四步

卅二坪八段二百八十步

卅三坪八段二百步

卅四坪六段

卅五坪五段二百十六步
「已上六丁四段八十八步」

卅六坪六段七十步

榛尾里一坪七段百八十步二坪八段

三坪一町 四坪一町

五坪一町 六坪一町

水度里六坪五段

阿難里一坪一町 二坪一町

三坪一町 四坪一町

五坪一町 六坪一町
「已上十三丁百八十步」

科手里四坪五段三百卅三步十九坪二段

廿坪百七十步 廿八坪六段

廿九坪一町卅坪一町

卅五坪八段二百八十步卅六坪八段二百八十步

阿相里廿二坪二百六十步 廿三坪一段

廿五坪一町 廿六坪一町

廿七坪五段百八十步 廿五坪五段

卅六坪一町

同下里一坪五段百卅四步 一二坪百卅四步

「已上十三百五十一歩 合卅九町四段二百十九步」

在野地其數

右注進如件

延久四年十一月 日都那師法師寛助 在判

この文書は、弘福寺都維那から常木法橋に送られた正文を東寺長者政所で写しに提出案文であろう。「十二条家田里」の「二」は「一」に筆を加えて「二」としたもの。六か所の田積集計は坪毎の田積の集計と合わないものがある。

57 谷岡武雄『平野の開発』（一九六四年、古今書院）。『宇治市史』一古代篇（一九七三年）。

58 足利健亮『日本古代地理研究』（一九八五年、大明堂）、第二章第一節。

59 虎尾注24前掲書。

60 『平安遺文』は、右端と左端の縫目裏花押のことを記さず、書止め文書中の「注進」を「謹上」とし、終わりから三~五行は空白部分に三行分の「□」を記すなど訂正すべき点がある。

61 46年月日欠紀伊国雜掌解は『和歌山県史』古代史料一が白河本より翻刻するが、東寺百合文書により改めて紹介する。その訛文は次の如くである。

紀伊国雜掌解 申註進弘福寺済物所済勘文事

治暦四年料 封戸百畠 代九十七石四斗八合

弘福寺文書の基礎的考察

綢絹九足

代十石八斗

綿二百廿三屯

代廿六石七斗

鹽二石一斗

代二石一斗

庸綿百廿一屯

代十四石四斗

中男海藻二百十斤

代六石五斗一升五合

封丁四人

代十二石

租白米廿四石八斗五升八合

色目同前

并

所済

租白米廿四石八斗五升八合 延久元年十月 日返抄

米六十一石三斗七升一合 同元年十月 日返抄

米五十石

同元年十月 日返抄

米六十一石三斗

延久二年十一月 日返抄

米五十石

同二年十月 日返抄

米卅六石二斗

同三年十月 日返抄

米十六石

同四年二月廿六日返抄

綢冊疋

同四年十月廿五日返抄

綢百疋代百石
細布十五段
感別五石

同五年八月一日返抄

○

綿井茂
綿十八両 代九石

同年八月七日返抄
承保二年一月廿日返抄

(後欠、但し縫目痕不明)

網野注11前掲書、序章参照。

63 62 石上注10前掲「山田郡田図の調査」では、山田郡田図を掲載した『讀岐國名勝圖繪』についての考察の部分（三頁）で、同書を翻刻・解題された松原秀明氏の『日本名所風俗圖繪』十四・四国（一九八一年、角川書店）の存在に気付かず、松岡調の図繪編纂刊行に果した大きな役割と挿絵の大部分が調の画であることについて正しい認識を示すことが出来なかつた。松原氏への非礼をお詫びしたい。

64 山田郡所領は高松市の南部の木太町・太田町・林町・多肥町地区に所在する。その地区の北部については高松市太田第二地区区画整理事業が実施されるので、歴史的景観が変貌することになる。六一年度に行なわれる高松市教育委員会による高松市太田地区遺跡詳細分布調査事業を契機として、山田郡所領及び条里の考古学的・歴史地理学的研究が進展することを期待したい。